

料金規制事業に関する 暫定基準書の公開草案 「規制繰延勘定」

初度適用企業への暫定的な免除規定

April 2013, Issue 2013/07

IN THE HEADLINES

kpmg.com/ifrs

「管轄地域によっては、この公開草案によりIFRS採用の障壁が取り除かれることが予想される」

- KPMGグローバル収益認識及び引当金リーダー、Phil Dowad

審議の再開

会計基準設定主体によっては、料金規制の影響の会計処理に関する特定のガイダンスを整備しているところもあるが、IFRSにはそのようなガイダンスはない。IASBは2012年12月に料金規制に関するプロジェクトを再開し、以下の事項を決定した。

- 経過的なガイダンスを提供するため、暫定基準書 (interim standard) を公表する。
- 包括プロジェクトに着手する(このプロセスには数年かかる可能性が高い)。

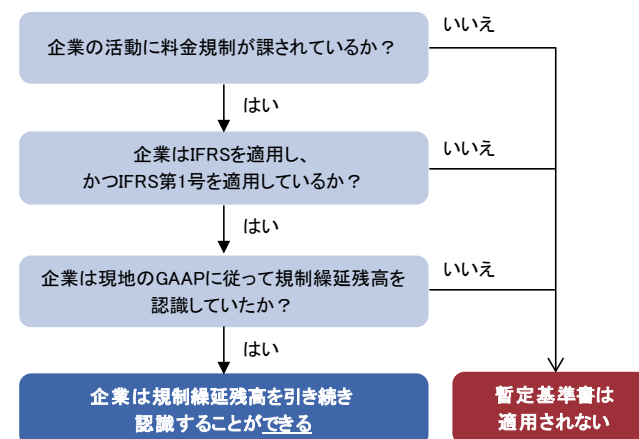
このIFRS IN THE HEADLINESでは、暫定基準書の公開草案について解説する。将来IFRSのもとで規制資産・負債を認識できるか否か、及び認識の時期については、当分の間は不明確なままとなると予想される。IASBはそれらについては包括プロジェクトで検討する。

暫定的な免除規定

料金規制が課され、従前の現地の報告基準に従って規制資産・負債に認識及び測定原則を適用しているIFRSの初度適用企業は、IASBが包括プロジェクトを最終化するまで、財政状態計算書上で規制資産・負債を引き続き認識することを選択できる。これは一般に「グランドファザリング」と呼ばれ、IASBが保険及び採掘業に関して採用したアプローチと類似している。

この公開草案によれば、企業ごとに異なる会計方針と異なる測定規定に従うことになるため、実務でのばらつきが増加することになる。そのため、財務諸表の利用者がそのような規制繰延残高の影響を識別する際に役立つよう、規制繰延残高の表示を区分掲記することを提案している。

この公開草案は以下のように適用される。



初度適用企業のみ適用可能な免除規定

この公開草案のもとでは、以下の両時点の直前に適用されていた報告規定のもとで財務諸表上に規制資産・負債を認識していたIFRSの初度適用企業のみが、暫定的な免除規定を適用することができる。

- IFRSへの移行
- 暫定基準書の当初適用

したがって、包括プロジェクトが最終化されるまで、企業は料金規制に関する会計方針を著しく変更することは要求されないため、暫定基準書により、企業のIFRSへの移行は容易となる。この公開草案は、すでにIFRSを適用している企業が従前に適用していた各地域の会計アプローチに戻し、IFRSの初度適用時に認識を中止した規制資産・負債を修正再表示することは認めていない。

新たな開示

この公開草案のもとでは、財務諸表上で規制繰延勘定を認識している企業は、財務諸表の利用者が以下の事項を理解できるように詳細な開示を行うことになる。

- 料金規制の特徴及び内容、並びに料金規制に関連するリスク
- 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローに及ぼす料金規制の影響

したがって、この開示は、企業が課されている料金規制を財務諸表の利用者が理解できるようにするための特定のニーズを満たす必要がある。

会計方針の決定により継続的な影響がもたらされる

企業は、規制繰延勘定の認識を中止するために、会計方針を事後的に変更することができる。ただし、規制繰延勘定の認識を新たに行うように会計方針を事後的に変更することは認められない。したがって、企業は規制資産・負債を認識及び測定する現行の実務の継続を選択することができるが、規制資産・負債を認識しないとした移行時の決定を覆すことは認められない。

移行による他のIFRSへの影響

暫定基準書により料金規制が課されている企業のIFRSへの移行は容易となり、規制資産・負債を認識することにより当期純利益のボラティリティは軽減されるが、規制資産・負債と他のIFRSの適用との移行時における関連性を考慮することが必要となる。例えば以下のように、暫定基準書を適用することにより一部の他のIFRS規定の適用に影響が及ぶ可能性がある。

- 規制資産・負債の表示を区分掲記するための追加的な表示規定

- 規制資産・負債に関する別個の法人所得税の計算
- 規制繰延残高の影響を含めた、及び控除した、1株当たり利益の追加的な表示規定
- 資産の減損に関する基準書の、規制資産・負債に係る資金生成単位への適用方法

経営者による慎重な検討が求められる

規制資産・負債を引き続き認識すると決定した場合、企業の運転資本比率及びその他の財務指標に影響を及ぼすことになる。これは、内部報告のみではなく、借入契約条項等への遵守にも影響を及ぼす。

また、IFRS及び従前のGAAPの規定に基づいた、また料金規制当局の特定の要請に応じるための、複数の記録を保持することになりうる。単一グループ内で異なる会計方針が採用されることにより、連結が複雑となるおそれもある。

今後の展開

IFRSの初度適用企業は、他のIFRSの適用への影響を考慮して、規制資産・負債の認識を継続するか否かの検討を開始する必要がある。

また、すでにIFRSに移行した管轄地域の企業が、この公開草案についてコメントを提出することを希望する可能性もある。

「最近IFRSに移行したブラジルや韓国のような国々は、この公開草案について様々な見解を持つだろう。それらの国々は、その移行前にこの暫定基準書の免除規定が提供されていたら、それを歓迎していたに違いない」

— KPMGブラジル パートナー、Ramon Jubels

背景

IASBは2013年4月25日、公開草案「規制繰延勘定」を公表した。この公開草案は、IASBが料金規制の影響の会計処理に関するより包括的なガイダンスを検討している間にIFRSの初度適用企業に適用される、規制繰延勘定の会計処理に関する暫定的なガイダンスを提案するものである。この公開草案のコメントの締切りは2013年9月4日である。

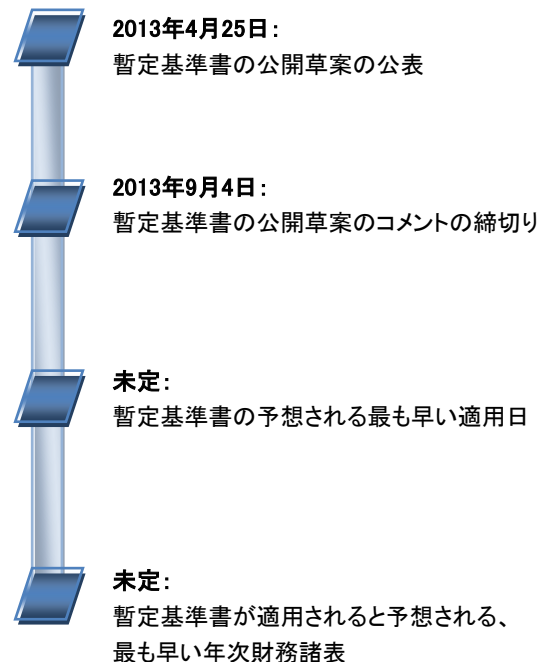
この公開草案における「規制繰延残高」とは、以下の要件を両方満たす、繰延勘定または差額勘定をいう。

- 将来の料金設定の際に考慮されることが料金規制当局によって認められている、または認められる予定である。
- 他のIFRSのもとでは資産または負債として認識されない。

この公開草案を適用するためには、企業は料金規制が課されていること、すなわち以下の両方を満たす必要がある。

- 権限を付与された機関が、企業が顧客に課することができる料金を制限し、その料金には顧客に対する拘束力がある。
- 企業が規制対象の財またはサービスを提供するために負担した特定のコストを回収するように料金が設定されている。

スケジュール



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

www.azsa.or.jp/ifrs/

IFRS IN THE HEADLINESは、KPMGが随時発行する、IASBの公開草案、新基準、その他の関連情報についてのニュースレターです。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.